



掲示板

市などからのお知らせ

弁護士による無料法律相談

【問合せ・申込み】

消費生活センター

☎772-2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの問題でお悩みの人に、弁護士による無料法律相談を毎月行っています。

日時 6月18日(木)

午後1時30分～4時

会場 本庁舎南分館1階

消費生活センター

定員 5人

※相談時間は1人約30分

締切り 6月17日(水) 正午

申込み 電話でお申し込みください。

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申込み時に相談員が概要を伺います

消費生活センターでは、多重債務も含め、消費者トラブルの相談に応じます。身近な相談窓口として、気軽にご利用ください。

令和2年度環境保全型農業直接支払交付金事業

【問合せ・申込み】

農林課 農業振興係

☎773-6663

地球温暖化防止や生物の多様性保全などに効果の高い営農活動に取り組み農業者グループに支援を行います。

要件

- ・ 取り組み者全員が、国際水準GAPに関する研修を受講し、必要と考える取り組みを実施すること。
- ・ 取り組みを行う作物は、販売が目的であること。
- ・ 取り組み者全員が自然環境の保全に資する生産活動を推進する活動を実施すること。
- ※個人でも一定の条件（集落の耕地面積の概ね1/2以上で支援対象の取り組みを行うなど）を満たしている、支援の対象になる場合があります

があります

申込み 事業計画と営農活動計画書を農林課にご提出ください。

締切り 6月30日(火)

※詳しくは、市ウェブサイトを「令和2年度環境保全型農業直接支払交付金」で検索）をご覧ください

か、お問い合わせください

有料道路の割引

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係

☎773-6667

FAX: 773-6723

障がい者手帳に車のナンバーを登録することで、有料道路の料金を通常の半額に割り引きます。車は1台のみ登録できます。

※車の所有者など、制限があります

対象者

身体障がい者手帳または療育手帳

Aの交付を受けている人

申請に必要なもの

- ・ 交付を受けている手帳
- ・ 車検証（所有者の氏名が個人名義のものに限る）
- ・ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ※ETCを利用する場合は次のものもお持ちください
- ・ ETCカード（障がい者本人名義のもの）
- ・ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

その他

手帳の等級によって、本人の運転以外に、家族の運転が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

意思疎通支援者派遣事業

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係

☎773-6667

FAX: 773-6723

市では、聴覚障がいなどがあり、手話などによる意思疎通を希望する人に、意思疎通支援者の派遣事業を実施しています。

意思疎通支援者とは

手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員などで市の登録を受けた人

対象者 聴覚障がい者などで市内に住所を有する人か、営利を目的としない団体

派遣できる内容

- ・ 市役所での各種手続きを行う場合など
- ・ 地域活動に参加する場合など
- ・ 派遣できない場合
- ・ 営利目的の場合
- ・ 政治団体や宗教団体の活動に関する場合
- ・ その他派遣することが適当でない

と市長が認めた場合

その他 意思疎通支援者との日程調整後に派遣が決定します。希望に添えない場合があります。